

(公社) 横浜市獣医師会による 飼い猫の不妊去勢手術 補助事業

平成29年度より「横浜市猫の不妊去勢手術推進事業」は、飼い主のいない猫の手術のみとなり、飼い猫の手術は補助対象外となりました。

そこで(公社)横浜市獣医師会では、飼い猫の不妊去勢手術料の一部を補助することにいたしました。

補助金額 1頭につき10,000円
ただし1家族2頭までとさせていただきます

横浜市内に在住する満20歳以上の市民が飼育する猫を対象とし、以下の事項にご同意をいただけることが条件となります。

- マイクロチップを装着しAIPO※に登録済、または手術時に装着と登録を行うこと
- 手術時に有効なワクチン接種がされている、あるいは実施すること
- 手術時に有効な外部寄生虫・内部寄生虫対策が実施されている、あるいは実施すること
- 終生責任をもって室内飼育が行えること

実施期間 / 平成30年7月1日～平成31年2月28日

～期間内であっても実施予定頭数に達し次第締め切りとなります～

※AIPO=動物ID普及推進会議 (Animal ID Promotion Organization)

この事業は(公社)横浜市獣医師会に所属する動物病院が窓口となり、より皆様が広く偏りなく補助が受けられるよう、1病院(会員)につき最大9頭(件)ずつを受け持つことになっています。

補助が受けられる動物病院の一覧はこちら →

